

浄化槽整備事業（公共） 13,679百万円（18,929百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

## 1. 事業の概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の支援措置の一層の充実・強化を図ることとし、以下のような助成制度の見直しを行うものである。

浄化槽整備事業総額	26,429百万円
循環型社会形成推進交付金	13,679百万円
污水处理施設整備交付金（内閣府計上）	12,750百万円

助成率・助成先等 1 / 3、市町村

助成要件の緩和

### ・基準額の特例の創設

単独処理浄化槽に合併処理浄化槽の機能を持たせるための膜処理装置を設置できない場合で、合併処理浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽（使用開始後10年以内のものに限る。）の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。

なお、対象地域は、次の水質保全を進める地域に限る。

- ・湖沼水質保全特別措置法の指定地域
- ・水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域
- ・水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域

また、環境大臣が必要と認めた額は、現行の基準額に9万円を加えた額までとする。

### ・基準額の適正化

通常浄化槽の基準額を実勢価格を参考に適正化を図る。

## 2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。